

令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官並びに農林水産省大臣官房審議官事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」により、令和5年5月7日をもって廃止する。

ニューあいちスタンダード認証制度実施要綱

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、飲食店における感染症対策の徹底強化を図るため、感染症対策が徹底された飲食店をニューあいちスタンダード認証店（以下、「あいスタ認証店」という。）とし、認証するための基準及び事業者が行う申請手続等を定めるものとする。

（対象等）

第2条 認証制度の対象は、飲食業に属する事業者（以下、「対象事業者」という。）が営む県内の事業用店舗で、その場で飲食することを目的とするものとする。

2 次に掲げる事業者については対象外とする。

- （1）テイクアウト及びデリバリー専門店等、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店
- （2）暴力団員である事業者又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいる事業者

（基準）

第3条 あいスタ認証店と認証する基準は、別記のあいスタ認証制度認証基準とする。

2 認証基準については、必要に応じ、更新するものとする。

第2章 認証等

（申請）

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、自らが対象店舗において実施すべき感染症防止対策を第3条に規定する基準に沿って定め、オンライン又は書面により、知事に申請するものとする。

（認証等）

第5条 前条に基づく申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項において同じ。）は、実地調査等を行う等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が第3条に規定する基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象店舗についてその旨を認証するものとする。

3 前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証通知書及び認証した旨を表象する認証ステッカーを交付するものとする。なお、適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知する。

この場合において、知事は第3条に規定する基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証ステッカーを利用（当該認証店舗利用者から見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「あいスタ認証店」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(認証事業者の責務)

第7条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事(その委託を受けた者を含む。)が行う認証店舗に係る調査に協力すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく知事の要請を遵守すること。

(調査等)

第8条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、この要綱の施行に必要な限度において、認証店舗を調査し、認証に係る感染症防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(有効期間)

第9条 認証の有効期間は、別に定める。

(変更の報告)

第10条 認証事業者は、認証店舗の名称、認証に係る感染症防止対策の内容その他に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、オンライン又は書面により、知事(その委託を受けた者を含む。)に報告するものとする。

(認証の更新)

第11条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前から、オンライン又は書面により、知事に認証の更新を申請できるものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証店舗が認証の要件を満たさなくなると見込まれる

ときは、あらかじめ、オンライン又は書面により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした事業者は、遅滞なく、第6条第1項に規定する認証ステッカーの利用をやめるとともに、これを廃棄し、並びに「あいスタ認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取り消し)

第13条 知事は、認証店舗が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、要請に応じない場合は、認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、認証事業者が申請の際に交わした「あいスタ認証」申請飲食店同意書の内容に従わない場合は、認証を取り消すことができるものとする。
- 3 知事(その委託を受けた者を含む。)は、第1項及び第2項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、第6条第1項に規定する認証ステッカーの利用をやめるとともに、これを廃棄し、並びに「あいスタ認証店」の名称の使用をやめなければならない。また、取り消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。
- 5 知事は、認証店舗が廃業したことを確認したときは、認証事業者からの申し出がない場合であっても、認証を取り消すことができるものとする。

第3章 クラスタ発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証店舗の従業員又は利用者の複数が新型コロナウイルス感染者となり、県が当該認証店舗で発生したクラスター(感染者間の関連が認められた集団)として探知したとき(以下「クラスター発生時」という。)は、知事は、当該店舗における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに第6条第1項に規定する認証ステッカーの利用をやめるとともに、「あいスタ認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第15条 クラスタ発生時において、その認証店舗を原因とする感染拡大の危険性がなくなると判断(保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた場合、あるいは当該認証事業者から第16条第1項に基づく改善報告書が知事宛て提出された際には、第6条第1項に規定する認証ステッカーの利用及び「あいスタ認証店」の名称使用を再開することができるものとする。

(不遵守の場合の改善指導及び取り消し)

第16条 クラスタ発生時において、その原因が、認証に係る感染防止対策の実

施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、当該事業者に対し改善指導を文書にて行い、当該事業者は、知事に対し改善報告書を提出するものとする。改善指導に従わない場合は、知事はその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 クラスタ発生時において、その原因が認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは重過失（過去、前項における改善報告書を提出しているにも関わらず同様の理由で感染症の患者が発生した場合等）によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

3 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、第6条第1項に規定する認証ステッカーの利用をやめるとともに、これを廃棄し、並びに「あいスタ認証店」の名称の使用をやめなければならない。また、取り消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

第4章 雑則

（免責）

第17条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

（制度の終了等）

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和5年5月7日をもって廃止する。